

金沢市立八日市保育所給食調理業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

「金沢市立八日市保育所給食調理業務」において、給食調理等業務を委託する最適な候補者をこのプロポーザルによって選定することを目的とする。

2 一般事項

(1) 名称

金沢市立八日市保育所給食調理業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者 金沢市

イ 事務局 金沢市こども未来局保育幼稚園課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電話 076-220-2299 FAX 076-220-2360

メールアドレス hoiku@city.kanazawa.lg.jp

(4) 実施要領等の交付の期間、場所及び方法

ア 期間 令和6年5月16日（木）から令和6年5月27日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時45分まで

イ 場所 (3) イに同じ

ウ 方法 金沢市公式ホームページからダウンロード

【金沢市公式ホームページ「いいね金沢」-組織から探す-保育幼稚園課-募集情報-金沢市立八日市保育所給食調理業務委託プロポーザルに係る提案資料の公募について】

エ 交付資料 ①金沢市立八日市保育所給食調理業務委託プロポーザル実施要領

②金沢市立八日市保育所給食調理業務委託仕様書

③提出書類様式

(5) 日程

実施要領等の交付開始 : 令和6年5月16日（木）

実施要領等の交付終了 : 令和6年5月27日（月）

参加表明書の提出期限 : 令和6年5月27日（月）

企画提案書提出者選定の通知 : 令和6年6月7日（金）まで

公募説明会及び施設見学会 : 令和6年6月10日（月）から令和6年6月21日（金）までの期間で、企画提案書等の提出者として認められた者に別途通知。

質疑の受付 : 令和6年6月26日（水）から令和6年6月28日（金）

質疑の回答 : 令和6年7月9日（火）までに

企画提案書の提出期限 : 令和6年7月29日（月）

プレゼンテーション : 令和6年8月8日（木）を予定

審査結果通知 : 令和6年8月下旬を予定

3 応募資格

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次の条件のすべてに該当する者とする。

ア 金沢市の役務に係る入札参加資格において「給食調理」の有資格者であること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出時までに金沢市の入札参加資格の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

イ 平成31年4月1日以降に教育・保育施設において1施設あたり100食以上の集団給食業務の実績があること。また、食物アレルギー、離乳食等の提供実績があること。

- ウ 平成31年4月1日以降に食中毒などの事故を起こしたことがないこと。ただし、事故を起こした場合でも、事故後の対応や改善策が適正になされたことを確認できた場合を除く。
- エ 参加表明書の提出期間の最終日から審査終了までの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、提出から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。
- オ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

(2) 応募資格の制限

次に該当する者は、3(1)の有資格者であっても、本プロポーザルに応募してはならない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

ア 金沢市立八日市保育所給食調理業務委託業者選定委員会委員

イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

4 業務概要

- (1) 業務名 金沢市立八日市保育所給食調理業務委託（以下「本業務委託」という。）
- (2) 業務内容 金沢市立八日市保育所における保育所給食の調理業務等
※詳細は仕様書のとおり
- (3) 履行期間 本業務に係る契約締結日から令和10年2月29日まで
（給食供給期間 令和6年12月1日から令和10年2月29日まで）

5 提案条件、提出書類等

(1) 提案条件

提案に当たっては、以下の条件により行うものとする。

委託費上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

月額 1,000,000円（総額39,000,000円）

(2) 提出書類の内容及び提出方法等

ア 参加表明書

企画提案書の提出を希望する者は、以下に基づき作成した参加表明書を持参、郵送又は宅配便等により提出すること。また併せて、電子メールで、2(3)イに示すメールアドレスあてに電子媒体で提出すること。（ファイル形式はPDF形式とすること。容量上送付が難しい場合、オンラインストレージサービスを用いて提出すること）

(ア) 内容

a 参加表明書は、以下の様式に基づきそれぞれ作成する。

様式1 参加表明書

様式2 会社概要

様式3 業務実績

様式4 誓約書

添付書類 金沢市入札参加資格決定通知書（写し）、財務諸表（直近3年分の「貸借対照表」「損益計算書」）

b 用紙の大きさはA4判とする。

(イ) 提出部数 各1部

(ウ) 提出先 2(3)イに同じ

(エ) 提出期間 令和6年5月16日(木)から令和6年5月27日(月)まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時45分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和6年5月27日(月)午後5時45分必着とする。

(オ) 照会窓口 参加表明書の作成について不明な点がある場合には、以下の場所に照会すること。

a 照会場所 2(3)イに同じ

b 照会期間 上記提出期間に同じ

(カ) 参加表明書提出後、記載された内容の変更は認めない。

(キ) 企画提案書等提出者の選定

金沢市において、参加表明書類を審査し、適当と認めた者について企画提案書及び付属資料（以下「企画提案書等」という。）の提出者として選定し、企画提案書提出者選定通知を送付する。なお、経営基盤が著しく不健全であると認められる場合等は適当でないとし、選定者として認めない。

イ 企画提案書

企画提案書等の提出者として選定された者は、以下に基づき作成した企画提案書等を持参、郵送又は宅配便等により提出すること。また併せて、電子メールで、2(3)イに示すメールアドレスあてに電子媒体で提出すること。（ファイル形式はPDF形式とすること。容量上送付が難しい場合、オンラインストレージサービスを用いて提出すること）

(ア) 内容

企画提案書は、以下に掲げる課題をもとに各様式に基づきそれぞれ作成する。

	項目	課題	提出様式
1	業務の実績	集団給食施設における業務実績	参加表明時に提出
2	業務の理解	保育所給食の意義・目的の認識	様式自由
3	人材の確保・配置	有資格者(栄養士・調理師)の配置	様式6 人員配置予定表
4		欠員発生時の対応	様式自由
5		職員配置の妥当性	様式6 人員配置予定表 様式7 勤務シフト表
6	人材の育成	調理技術や安全衛生管理に関する教育・研修体制	様式自由
7	食育の実施	給食業務の企画力、協力・支援体制	様式自由
8	委託業者・市・保育所の連携	会議・研修への参加、情報共有及び業務の引継体制	様式自由
9	事故対応	食中毒の予防、異物混入の防止対策	様式自由
10	非常時対応	災害や感染症発生時または受託業務の遂行が困難となった場合の緊急対応や体制	様式自由
11	適切な経費の算定	安定的に運営するために必要な金額の積算	様式8 見積金額 様式9 委託費内訳書

企画提案書には表紙（様式5）をつけ、全てA4判とする。A3版の資料を使用する場合は折り込むこと。指定した様式以外の各ページには、一連の番号を付すること。提案にあたっては、簡潔で具体的な記述とし、実行可能な内容とすること。なお、文書を補完するためのイラスト、イメージ図等を使用することができる。

(イ) 提出部数 正本1部 副本1部

(ロ) 提出場所 2(3)イに同じ

(ハ) 提出期間 企画提案書提出者選定通知の日から令和6年7月29日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時45分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和6年7月29日（月）午後5時45分必着とする。

(ニ) 質疑応答

a 提案内容に関する質疑は様式10に記載し、令和6年6月26日（水）～令和6年6月28日

(金)まで(日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)のそれぞれ午前9時から午後5時45分までに、企画提案書提出場所まで、持参、郵送、宅配便等又はFAXで送るものとする。FAX以外の電送は認めない。郵送、宅配便等又はFAXの場合も同時刻必着とする。なお、FAXの場合、送付した旨とその枚数を電話で連絡すること。

- b 回答は、令和6年7月9日(火)までに、質疑の有無にかかわらず、企画提案書の提出者として認められた者全員に対し、FAXにて質疑書及び回答書を送付する。
- (カ) 厳正な匿名審査を行うため、様式5以外の中で作成者が判別できる内容の記載(特定の者と判別できる記号やふちどりなども含む。)がある場合は、失格とする。
- (キ) 企画提案書提出後、記載された内容の変更は認めない。

(3) その他

- ア 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- イ 提案は、1者につき1件に限る。
- ウ 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

6 企画提案書の特定基準

	項目	評価の着目点	判断基準	配点
1	業務の実績	集団給食施設における業務実績	類似業務の受託実績を評価	25
2	業務の理解	保育所給食の意義・目的の認識	保育所給食の位置づけの理解度を評価	25
3	人材の確保・配置	有資格者(栄養士・調理師)の配置	有資格者(栄養士・調理師)の人員配置を評価	25
4		欠員発生時の対応	代替の人材確保の方法を評価	25
5		職員配置の妥当性	必要な人員配置、経験年数を総合的に評価	25
6	人材の育成	調理技術や安全衛生管理に関する教育・研修体制	研修体制や研修計画を評価	25
7	食育の実施	給食業務の企画力、協力・支援体制	給食提供における工夫、行事食や所庭菜園の野菜等の活用への協力など、食育に関する提案を評価	35
8	委託業者・市・保育所の連携	会議・研修への参加、情報共有及び業務の引継体制	会議や研修への参加意欲、市や保育所との連携に関する提案及び引継体制を評価	35
9	事故対応	食中毒の予防、異物混入の防止対策	食中毒の予防や異物混入の防止について具体的な防止策が確立されているかを評価	35
10	非常時対応	災害や感染症発生時または受託業務の遂行が困難となった場合の緊急対応や体制	災害や感染症発生時または受託業務の遂行が困難となった場合の緊急対応について具体的な体制が確立されているかを評価	35
11	適切な経費の算定	安定的に運営するために必要な金額の積算	上限額の範囲内の費用であるか、見積金額や見積内訳が妥当であるかを総合的に評価	25
	合計			315

7 選定及び特定方法、結果の通知等

- (1) 企画提案書等の提出者の選定方法

参加表明書の内容について、「3 応募資格」に掲げる条件を満たしているかを審査し、企画提案書等の提出者を選定する。

(2) 企画提案書の特定方法

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により、「6 企画提案書の特定基準」に基づき、各選定委員が審査を行い、点数を付け、その審査結果の合計得点が最も高い企画提案書を特定する。審査結果の合計得点が最も高い企画提案書が同点で複数あった場合には、これらの企画提案書についてのみ、再度、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け、特定するものとする。

(3) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションの日時、場所については、企画提案書の提出者に対し通知する。プレゼンテーションに必要な機器は、原則として企画提案書等の提出者が用意することとするが、金沢市側で準備可能な機器がある場合は、併せて通知する。

(4) 金沢市立八日市保育所給食調理業務委託業者選定委員会

金沢市立八日市保育所給食調理業務委託業者選定委員会は、次の5名で構成する。

尾島 恭子（金沢大学融合研究域融合科学系教授）

安宅 英一（金沢市こども未来局長）

岩崎 宗市（金沢市幼児教育センター所長）

綾 真里子（金沢市幼児教育センター管理栄養士）

安嶋 克好（金沢市立八日市保育所所長）

(5) 審査結果の公表

審査の結果については、企画提案書の提出者に対し、令和6年8月下旬頃に通知する。

なお、審査結果の詳細等について電話での問い合わせには、いかなる場合も応じられない。

8 その他

(1) 非選定及び非特定理由の説明

ア 企画提案書等の提出者として選定されなかった者及び企画提案書等の提出者として選定された者で特定者として特定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記アの通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(2) 失格

次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合

ウ その他この要領に違反する場合

(3) その他

ア 選定委員への質疑、照会、連絡、相談等は、いかなる場合も認められない。

イ 提出書類は、選定及び特定を行う作業等必要な範囲において、複製を作成することがある。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 特定した企画提案書について金沢市が必要に応じて展示、出版等を行う場合、特定者は、金沢市に協力するものとする。

オ 特定した企画提案書の著作権は、特定者に帰属するものとする。ただし、金沢市は特定者の許諾を得ることなく、無償で企画提案書を利用すること（公表し、複製し、展示すること等をいう。）ができるものとする。

カ 具体的な実施作業は、契約後に金沢市と協議のうえ進めるものとする。